

別表 1（第 10 条関連） 利用料（観光産業共通プラットフォーム利用料）

【2025 年度までの使用料】

国内旅行取扱額		月額利用料（税別）
①	2, 0 0 0 億円以上	1, 0 0 0, 0 0 0 円
②	5 0 0 億円以上	3 5 0, 0 0 0 円
③	1 0 0 億円以上	1 8 0, 0 0 0 円
④	2 0 億円以上	5 0, 0 0 0 円
⑤	2 0 億円未満（第 1 種・第 2 種）	3, 0 0 0 円
⑥	2 0 億円未満（第 3 種・旅行業者代理業・旅行サービス手配業）	1, 0 0 0 円

【2026 年度以降の使用料（2025 年 7 月以降新規契約分は 2025 年度から）】

国内旅行取扱額		月額利用料（税別）
①	3, 0 0 0 億円以上	1, 0 0 0, 0 0 0 円
②	1, 5 0 0 億円以上	8 0 0, 0 0 0 円
③	5 0 0 億円以上	3 5 0, 0 0 0 円
④	3 0 0 億円以上	2 7 0, 0 0 0 円
⑤	1 0 0 億円以上	1 8 0, 0 0 0 円
⑥	2 0 億円以上	5 0, 0 0 0 円
⑦	2 0 億円未満（第 1 種・第 2 種）	3, 0 0 0 円
⑧	2 0 億円未満（第 3 種・旅行業者代理業・旅行サービス手配業）	1, 0 0 0 円

※利用料は、別表 1 のとおりとします。なお、「国内旅行取扱額」とは、観光庁「主要旅行業者の旅行取扱状況年度総計（速報）」中の「各社別内訳」として報告された「国内旅行取扱額」の前々年度総計額（例：2026 年度利用料は 2024 年 4 月分から 2025 年 3 月分までの速報値の総計額）とします。但し 2025 年 7 月以降新規契約分の 2025 年度利用料算出については 2024 年度総計額とします。

なお、報告の対象となっていない旅行業者については、直近の旅行業法施行規則第 9 条の 2（取引額の報告）で使用する様式（第 6 号様式）中の「合計」欄の「取引額」から「自社の企画旅行に係る取引額（受託旅行業者及び自社に所属する旅行業者代理業者の取扱いによるものを含む）」のうち「上記以外」の取引額を控除した金額とします（取引額合計から、海外募集型企画旅行の取引額を控除した金額を国内旅行取引額と想定して別表 1 に当てはめて算出するものとします。）。

※ユーザーが他のユーザー（グループ会社に限ります）を含めた利用料の算出および請求を希望する場合は、あらかじめ当会にその旨を申請し、当会の承認を得るものとします。その場合には、当該グループ会社全体を 1 社とみなし、当会の承認を得た代表となるユーザーが当該グループ会社に係る利用料の全額を一括して支払うものとします。また、その際の利用料は当該グループ会社全体の国内旅行取扱額の合算額で算出します。

※2025 年度の請求において、2024 年度の利用料から変更が生ずる場合には、本規約第 11 条 1 項に定める利用料の請求日（2025 年 1 月末日）までに、ユーザーに通知します。また、2026 年度以降の請求においても本規約第 11 条 1 項に定める利用料の請求日までに、翌年度利用料をユーザーに通知します。

※国内旅行取扱額が 2 0 億円未満の場合は、旅行業登録第 1 種、第 2 種、第 3 種、旅行業者代理業及び旅行サービス手配業で利用料を区分して設定しています。

【2023 年 6 月 16 日制定】

【2025 年 6 月 1 日改定】